第三節　決算書類
第一款　総則（第百二条―第百七条）
第二款　貸借対照表（第百八条―第百二十一条）
第三款　損益計算書（第百二十二条―第百三十二条）
第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第百三十三条―第百三十六条）
第五款　注記表（第百三十七条―第百四十九条）
第六款　事業報告（第百五十条―第百五十四条）
第七款　附属明細書（第百五十五条―第百五十七条）
第八款　部門別損益計算書（第百五十八条）
第四節　決算書類の監査（第百五十九条―第百六十一条）
第五節　決算書類の組合員又は会員への提供（第百六十二条）
第六節　機関等（第百六十三条―第百八十四条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第百八十五条）
第二款　資産及び負債（第百八十六条―第百九十七条）
第三款　純資産（第百九十八条―第二百一条）
第八節　剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第二百二条―第二百四条）
第九節　業務報告書の行政庁への提出等（第二百五条―第二百九条）
第十節　合併等（第二百十条―第二百十六条の二）
第五章の二　組織変更（第二百十六条の二の二―第二百十六条の二の五）
第五章の三　指定紛争解決機関
第一節　通則（第二百十六条の二の六―第二百十六条の六）

第三節　決算書類
第一款　総則（第百二条―第百七条）
第二款　貸借対照表（第百八条―第百二十一条）
第三款　損益計算書（第百二十二条―第百三十二条）
第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第百三十三条―第百三十六条）
第五款　注記表（第百三十七条―第百四十九条）
第六款　事業報告（第百五十条―第百五十四条）
第七款　附属明細書（第百五十五条―第百五十七条）
第八款　部門別損益計算書（第百五十八条）
第四節　決算書類の監査（第百五十九条―第百六十一条）
第五節　決算書類の組合員又は会員への提供（第百六十二条）
第六節　機関等（第百六十三条―第百八十四条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第百八十五条）
第二款　資産及び負債（第百八十六条―第百九十七条）
第三款　純資産（第百九十八条―第二百一条）
第八節　剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第二百二条―第二百四条）
第九節　業務報告書の行政庁への提出等（第二百五条―第二百九条）
第十節　合併等（第二百十条―第二百十六条）
（新設）
第五章の二　指定紛争解決機関
第一節　通則（第二百十六条の二―第二百十六条の六）

第二節　業務（第二百十六条の七―第二百十六条の十四）
第三節　監督（第二百十六条の十五・第二百十六条の十六）
第六章　監督（第二百十七条―第二百二十五条）
第七章　雑則（第二百二十六条―第二百三十条）
附則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一　（略）

十二　決算書類　法第四十条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十四条の三第一項の規定により作成すべきものをいう。

十三　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第四条　法第十一条の二第四項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（法第十七条第三項、第二十一条第三項（法第八十六条第一項、第八十九条第三項（法第九十八条の二第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条の三第三項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。）

イ・ロ　（略）

二　（略）

2～4　（略）

第二節　業務（第二百十六条の七―第二百十六条の十四）
第三節　監督（第二百十六条の十五・第二百十六条の十六）
第六章　監督（第二百十七条―第二百二十五条）
第七章　雑則（第二百二十六条―第二百三十条）
附則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一　（略）

十二　決算書類　法第四十条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により作成すべきものをいう。

十三　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第四条　法第十一条の二第四項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（法第十七条第三項、第二十一条第三項（法第八十六条第二項、第八十九条第三項（法第九十八条の二第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条の三第三項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。）

イ・ロ　（略）

二　（略）

2～4　（略）